

# 業務指示書

## エチオピア国有償資金協力事業「女性起業家支援」に係る追加調査業務

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月26日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 下平 俊介 Shimodaira.Shunsuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月31日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：中小・零細企業振興に関するODA事業の業務経験（マイクロファイナンス支援事業であれば尚よい）

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／金融セクター）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：マイクロファイナンス事業
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 中小・零細企業】

- 1) 類似業務の経験：中小・零細企業振興事業
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月4日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
特になし

- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ETB1 = 6.024 円, US\$1 = 124.21 円, EUR1 = 136.05 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

- (2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/金融セクター  
中小・零細企業

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月18日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

エチオピア国有償資金協力事業「女性起業家支援」に係る追加調査業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／金融セクター	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 中小・零細企業	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

エチオピアは過去10年の平均経済成長率が10.9%と著しいものの、GDP に占める工業セクターの割合は約11%と、農業（44%）、サービス（45%）の各セクターと比較しても低く、民間セクター開発の遅れから産業が乏しく競争力も低迷している。労働人口の割合も72.7%以上は農業セクターが占める一方、サービスセクター（19.9%）について工業セクターは7.4%に止まっており、農業セクター以外の雇用機会の拡充が課題である。エチオピア政府は国家開発計画（GTP: Growth and Transformation Plan、2010/11-2014/15）においては、従来の農業中心から工業中心への経済構造の転換を目指すことと表明し、そのうえで中小・零細企業が重要な役割を果たすと位置付け、それらが340万人の雇用を創出することを目標に掲げているが、企業の設立・経営に必要な金融セクターへのアクセスの制約及び従事者の起業・経営ノウハウの不足等、その達成には課題が多い。

女性の労働市場への参入を促進することは、教育におけるジェンダー不均衡の是正と共に経済成長に寄与しうる（GDP の1.9%成長）ことが2008年の世銀報告書に述べられるなど、エチオピアの経済発展を促進する重要な方策のひとつとして認識されている。しかしながら実態は、女性の活用が考慮されることは極めて少なく、都市部における女性の失業率は男性の2倍以上（エチオピア国家統計2010）、男女の賃金格差も約50%（世銀2009）と、女性はそのマクロ経済の発展にも寄与しうる潜在性にも関わらず不平等・不利益な立場におかれており、生計の困窮、教育の機会損失といった負の連鎖の危険もある、脆弱な状態の生活を余儀なくされている。

このような状況から、女性の起業家を支援することは、エチオピアの経済成長、雇用創出、ジェンダー格差是正に寄与するアプローチであり、世界銀行はマイクロファイナンスにより女性起業家の金融アクセスを改善しつつ、起業・経営に必要な研修機会を提供すべく、2012年に Women Entrepreneurship Development Project (WEDP) を開始した。WEDP では IDA 資金50百万米ドル、カナダ資金約10百万米ドル、英国 DFID 資金約4.5百万米ドルを動員し、うち約50百万米ドルをエチオピア開発銀行 (DBE) を通じた女性起業家（成長志向型の企業の所有権を全てまたは一部保有し、その成長のための経営に関与しうる立場にある、フルタイム学生でない女性）向けマイクロクレジット資金として参画する仲介金融機関 (PFI: Private Financial Institution) を通じて女性起業家等に貸し出し、残りの資金を研修機会提供活動（及びプロジェクト管理費）に充当するものである。

WEDP の資金ディスバースは2013年より開始したが、その貸出需要は強く、2015年6月時点で既に資金の76%を支出済みであり、追加資金の調達が急務となっている。今後は2015年内にイタリアより約15百万ユーロ（約16.5百万米ドル）の資金支援がなされる予定であるが、それを考慮しても更に30～50百万米ドルの資金需要ギャップが発生すること、また女性企業家への技術支援についてカイゼン等で民間セクター支援実績のある JICA に期待が寄せられたことから、今般世銀より JICA に WEDP への有償資金協力による協調融資が提案された。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業名

女性起業家支援事業

## (2) 事業目的

本事業は、対象都市における女性起業家の金融アクセスの向上と企業経営・事業運営に必要な知識・ノウハウ向上を通じ、女性起業家による零細小企業の利益収入及び雇用を増加させ、もってエチオピアの経済活性化に寄与することを目的とする。

## (3) 想定される事業概要

1) プロジェクト目標：対象都市における女性起業家による零細小企業の利益収入及び雇用が増加する。

### 2) 成果及び活動

成果①：対象都市における女性起業家の金融アクセスが向上する。

活動：1-1 エチオピア開発銀行（DBE）を通じたマイクロクレジット資金の提供

1-2 女性起業家の金融アクセス向上に向けた金融機関への技術支援

成果②：女性起業家の企業経営・事業運営に必要な知識・ノウハウが研修を通じ向上する。

活動：2-1 女性起業家向け研修機会の提供（関連の他技術協力との連携含む）

### 3) 対象地域

世銀プロジェクトの対象地域と同じエチオピア国内 6 都市（アジスアベバ特別市、ディレ・ダワ特別市、ティグライ州メケレ、アムハラ州バハルダール、オロミア州アダマ、南部諸民族州ハワサ）を想定。

### 4) 受益者

直接受益者：対象地域の女性起業家

間接受益者：女性起業家の被雇用者、顧客、マイクロファイナンス金融機関

## (4) 関係官庁・機関

- ・財務経済開発省（MoFED: Ministry of Finance and Economic Development）（金融行政監督、対外援助窓口）
- ・エチオピア開発銀行（DBE: Development Bank of Ethiopia）（活動1-1関連）
- ・都市開発建設省（MoUD&C: Ministry of Urban Development and Construction）（FeMSEDA監督）
- ・連邦邦零細小企業開発局（FeMSEDA: Federal Micro and Small Enterprise Development Agency）（活動2-1関連）

## (5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・産業政策支援対話に関する調査（2009-2011、2011-2015）
- ・開発金融分野に係る基礎情報収集・確認調査（2013）
- ・品質・生産性向上計画プロジェクト（2009-2011）
- ・品質・生産性向上（カイゼン）普及能力開発プロジェクト（2011-2014）・品質・生産性・競争

## 力強化運動のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト（2015-2020）

### 3. 業務の目的

世界銀行による女性起業家支援プロジェクト(Women Entrepreneurship Development Project)への協調融資案件の検討に必要な情報を収集・分析し、円借款供与に向けた案件審査に必要な情報をとりまとめることを目的とする。また、中小・零細企業及び女性起業家が、持続性を持って発展するために解決すべきボトルネックを明らかにし、必要な支援分野、優先順位、アプローチ方法等を検討する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、JICA 及び関係官庁・機関に提出するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 円借款検討資料としての位置付け

本業務の成果（結果）は、WEDPに対する円借款供与（世界銀行との協調融資）を検討する際の資料として用いられることとなる。

#### (2) 重点項目

- ・金融セクター
- ・中小・零細企業
- ・ジェンダー

#### (3) 業務の工程

世界銀行は2015年10月19日～10月23日にかけてWEDPの中間評価ミッションをエチオピアに派遣予定である。本業務は現地調査を同ミッションと同時期に開始し、WEDPの進捗状況及び課題を確認するとともに、協調融資の実施に必要な金融セクター、中小・零細企業、ジェンダー関連の情報を収集することとする。その後、国内整理作業にてインテリム・レポートを取りまとめ、JICAに提出の後、2016年1月に派遣予定のJICA審査ミッションと同時期に追加現地調査を行い、案件審査に必要な追加情報を収集した後、2016年2月にファイナル・レポートを提出する。

#### (4) 世銀中間評価ミッションとの連携

現地調査の計画立案にあたっては、JICA担当部を通じて世界銀行中間評価ミッションの準備状況を情報収集し、WEDPの進捗状況に関しては可能な限り同ミッションと合同での情報収集を検討すること。

#### (5) JICA 職員の派遣

現地調査、追加現地調査ともに、同時期に世銀との協議を目的とした職員の現地派遣を想定し

ている。事前の対処方針会議等により同職員と調査団の関係、調査方針を合意形成した上で、現地調査においても密な意見交換を行いつつ調査を実施すること。

#### (6) セクター発展のための持続可能な支援策の検討

これまで、ドナーは開発銀行等の卸売機関を通じた資金提供を行ってきたが、多くのマイクロファイナンス機関がドナー資金に依存している状況が見られ、支援が終了したのちの持続性や健全な市場育成について多くの課題が報告されている。このような状況を踏まえ、近年ではドナーの役割として、顧客のニーズに対する理解の深化や金融包摂 (Financial Inclusion) を促進する規制環境、多様且つ透明性の高いマーケットの構築を目指し、支援期間を越えて、介入の成果が模倣、適用され、マーケットに対して大規模かつ持続的な変化を生み出すことが求められている。

本調査では上記の議論を踏まえ、既存の WEDP の調査・分析に加え、当該国の中小・零細企業（及び女性起業家支援）に関する金融分野のアクターを整理し、金融サービスのデマンドサイド（顧客）、サプライサイド（マイクロファイナンス機関）、金融インフラや規制等の中で、金融包摂促進の妨げとなっている課題抽出にも取り組むこととする。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握し、JICA と調査の方針について協議の上、実施することとする。

### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成、説明及び協議

- 1) 世銀報告書等の関連資料の内容のレビュー・分析ならびに課題抽出を行い、現地調査での調査計画を立案する。金融セクターについては、JICA 報告書「エチオピア国開発金融分野に係る情報収集・確認調査」(アフ JR13-015) を踏まえ、本業務の目的に照らしそれらの詳細・更新情報の収集案を提示する。
- 2) 本事業と類似のマイクロファイナンス事業の状況及び事後評価等を確認し、本事業にフィードバックすべき事項を抽出する。なお、世銀 CGAP、WWB (Women's World Banking) 等による同分野の既存の調査結果についても踏まえる。
- 3) 業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、業務計画書及びインセプション・レポート（世銀 WEDP の概要含む）を作成の上、JICA に説明・協議を行う。

### (2) 現地調査

- 1) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、JICA エチオピア事務所及び関係機関に業務実施計画の説明を行い、収集情報及びその入手計画につき合意を得る。
- 2) 同時期に現地派遣する JICA 職員とも意見交換しつつ現地調査を行い、必要に応じ JICA エチオピア事務所への説明・相談を行う。調査すべき項目は以下のとおり。
  - ①金融セクターに関する情報収集・分析
    - i) 金融監督行政
      - a. 監督官庁、機関の体制、予算、監督内容・方法、制定ルール
    - ii) 金融インフラ、マイクロファイナンスネットワーク・業界団体について

- a. 資金決済・送金支払いシステムの整備、携帯電話・ITの活用状況
  - b. 業界団体、ネットワーク機関
  - c. 信用情報精度、マイクロファイナンス機関の業績評価等の情報管理制度
  - e. マイクロファイナンス機関の能力開発、融資案件の審査能力、受け入れている技術支援の状況
- iii) エチオピアマイクロファイナンスに関する情報
- a. 金融機関の分類（フォーマル、インフォーマル）、数
  - b. 各分類の金融機関のサービス（預金、融資、リース、マイクロ保険、送金・支払等）
  - c. 各分類の金融機関の融資残高、預金残高、取引対象セクター、取引条件（償還期間、金利等）、融資相手、顧客数
  - d. 貧困層の顧客に適した金融サービスの提供状況、顧客に対する非金融サービスの提供状況、ジェンダー政策の有無等
- iv) エチオピア開発銀行（DBE）の概要
- a. 設立の法的根拠、B/S、P/L、活動内容、主な取引先、不良債権割合、その他現状・課題
  - b. その他の公的金融機関の概要、融資事業
- v) 女性起業家支援金融スキーム利用者・非利用者に関する情報
- a. 利用人数、業種、労働環境、企業の経営状況・雇用者数、資金調達方法（フォーマル・インフォーマルを含む外部資金へのアクセス状況）等
- ② 中小・零細企業セクター及び女性企業家に関する情報収集
- i) 中小・零細企業に関する公的資金（補助金、優遇税制等）等の有無と必要性
- a. 中小・零細企業支援にかかる政策・取り組み、関連行政機関の情報
  - b. 政府による中小・零細企業家に対する公的資金についての情報（マイクロファイナンス機関等への資金提供を通じた間接的支援、職業訓練校等による技術面の支援についても含む）
  - c. 民間による中小・零細企業市場に対する支援の情報
- ii) 中小・零細企業、女性起業家に関連する情報の収集・分析
- a. 売上、従業員数に応じた中小・零細企業の分類
  - b. 分類ごとの経済状況（資産、収支等）
  - c. 分類ごとの業種
  - d. 分類ごとの運営・経営能力（技術力、資金力、金融リテラシー、支援体制の有無等）
  - e. 分類ごとの資金調達手段の状況
  - f. 分類ごとの業界団体、ネットワーク機関の活動状況
  - g. 女性起業家の事業形態、取引規模、労働環境、就業機会、請負関係、職業訓練機会
  - h. ドナー等による中小・零細企業に関する支援策の状況と課題
- ③ ジェンダーに関する情報収集
- a. 女性の社会・経済的環境
  - b. 女性の教育、職業訓練、就業機会の状況
  - c. ジェンダー関連の政策・法令、支援組織（政府、民間）、ドナー支援

④WEDPに関する情報収集・分析

- a. WEDPによる融資を受けている女性起業家の活動状況
- b. 女性起業家に対する能力強化の情報
- c. PFIに対する能力強化の情報
- d. PFIの選定クライテリア、選定・承認プロセスについて
- e. WEDPの対象となっていないMFIの情報、参画のニーズ等

⑤環境社会配慮

国際協力機構「環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮に関するPFIの審査・配慮能力(サブプロジェクト選定基準等)を確認し、必要に応じその強化策を提案する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- a. ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び社会経済状況等)の確認
- b. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
- c. 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
- d. JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)との整合性
- e. 関係機関の役割

(3) 国内整理

- 1) 現地調査結果を整理し、帰国報告会で報告するとともに、WEDP及びエチオピア金融セクターの状況を踏まえて適切な本事業の事業規模、資金フロー、技術支援内容、ジェンダー配慮事項、その他留意事項を提案し、ドラフト・ファイナル・レポートを作成する。なお、ドラフトの提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間(最低5営業日)を確保すること。また技術支援については、①現行WEDPにおける技術支援事業に対する追加融資、②円借款附帯プロジェクトの実施、③関連するJICA技術協力プロジェクト等との連携について、JICA担当者及びエチオピア事務所とも協議の上、それぞれ検討する。
- 2) 本事業の評価方法を定量的効果、定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標(運用・効果指標)を設定し、事業終了後約3年を目途とした目標値を設定する。
- 3) 2016年1月に予定するJICAによる審査ミッションに向けてJICA担当部と協議し、それに同行して実施する追加現地調査の必要調査項目を整理の上、追加調査計画書を作成する。

(4) 追加現地調査

- 1) 先方政府及び関係機関に対し調査目的の説明を補佐するとともにドラフト・ファイナル・レポートを説明する。
- 2) JICAとも意見交換しつつ現地調査及び関連機関との協議を行い、必要に応じJICAエチオピア事務所への説明・相談を行う。
- 3) 世界銀行担当者及びエチオピア開発銀行との協議において、JICAの協調融資にあたり提案すべき事項(資金フロー、ディスパース方式、融資対象者、地域、技術支援等)につい



て協議を補佐する。

(5) 国内整理

- 1) 追加現地調査結果を整理し、帰国報告会で報告するとともに、調査結果を反映したファイナル・レポートを作成、JICAに提出する。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は以下(1)5)の業務完了報告書とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 提出物

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部(簡易製本)

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：英文10部(簡易製本)

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：概略調査結果

提出時期：現地調査後1ヶ月以内

部数：英文10部(簡易製本)

4) ファイナル・レポート

記載事項：3)に追加現地調査結果を反映した結果(要約を含む)

提出時期：追加現地調査後1ヶ月以内

部数：英文10部(簡易製本)、CD-ROM3部

5) 業務完了報告書

記載事項：4)の要約

提出時期：追加現地調査後1.5ヶ月以内

部数：和文6部(簡易製本)、CD-ROM3部

(2) その他の提出物

1) 議事録等

関係官庁・機関との協議等にかかる簡易な議事録を策定し、JICAに速やかに提出する。JICAエチオピア事務所における協議についても、同様とする。

2) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収

録し、収集資料リストを添付のうえ、JICAに提出する。電子データで提出可能な場合、ファイナル・レポート及び業務完了報告書とは別のCD-ROMにて2部提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2015年9月上旬より業務を開始し、2016年2月下旬までに業務完了報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約5 M/M

##### (2) 業務従事者の構成分野（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。なお1)については有償資金協力事業に関する知見がある者が望ましい。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること（以下の2)及び3)を同一人とする等）。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

1) 総括／金融セクター（2号）

2) 中小・零細企業（3号）

3) ジェンダー

#### 3. 現地再委託

現地再委託は認めない。

#### 4. 現地傭人

現地傭人は原則認めないが、特段の提案がある場合はその理由とともにプロポーザルにて提案すること（1 M/M想定）。

#### 5. 配布資料及び公開資料

##### 1) 配布資料

- 2015年6月のJICAによる情報収集ミッション結果

##### 2) 公開資料

- JICA報告書「エチオピア国開発金融分野に係る情報収集・確認調査」（アフJR13-015）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000021180>

（JICA図書館ウェブサイトより閲覧可能）

- 世界銀行プロジェクトドキュメント” Women Entrepreneurship Development Project”

（<http://www.worldbank.org/projects/P122764/women-entrepreneurship-development-project?lang=en>）

## 6. 機材の調達

本業務においては、資機材の購入について現時点では想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

## 7. その他の留意事項

### (1) 関係者との連絡

関係官庁・機関、JICAエチオピア事務所、JICAアフリカ部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

### (2) ジェンダー配慮

本事業は女性を主な裨益対象とするものであることから、女性起業家の状況に関し十分な調査を行うこと。

### (3) 安全配慮

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAエチオピア事務所、在エチオピア日本大使館において十分な情報収集を行うこと。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行い、安全確保に最大限の配慮を行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に郊外・地方にて活動を行う場合は、対象地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (4) 環境社会配慮

本事業は JICA の融資が金融仲介者等に対して行われ、JICA の融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICA の融資承諾（或いはプロジェクト審査）前にサブプロジェクトが特定できず、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されることから、カテゴリ FI に分類される。については金融仲介者等の関連機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じ配慮能力の強化策を提案する。

### (5) 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上